市文化財を保護

調査審議会を設ける

国や県が指定した以外のもので、市内に所在する文化財を永く保存してその活用をはかり、市民の郷土に対する認識を深めるなどの目的で、新しく保護条例の制定が認められました。

また、この条例の制定に伴い、今後市が指定しようとする「文化財」については、いろいろと必要なことがらを調査、審議するための「新津市文化財調査審議会」がとくに設けられ、決められます。

なお、市文化財として取り扱われるものは、次のものと決められています。

◇建造物、書画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、近世文書考古資料、そのほかの有形の文化的所産――で、市にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

◇演劇、音楽、工芸技術、そのほかの無形の文化的所産――で、市にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

◇衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗、慣習およびこれに用いられる衣服器具、家屋、そのほかの物件で、市民の生活の推移理解のため欠くことのできないもの

◇文化史上とくに市にとって重要な史跡、価値のある名勝および天然記念物。

八珍柿の原木（県天然記念物）
全国に出回っている「おけさ柿」「庄内柿」はすべてこの原木から栽植されたものです。

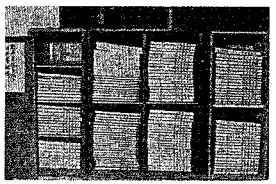

歴史上価値の高い古文書なども「市文化財」として指定されます

日曜・祝日が重なる場合 翌日も休日扱いに

法律が一部改正

「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」が先ごろ国会で認められました。

これによって今後、日曜と祝日が重なる場合、祝日としての休日が次の日（月曜日）に繰り越されることになり、官公庁などでは月曜日も休日としての取り扱いがなされます。

さしあたって今月の二十九日の祝日（天皇誕生日）は日曜日と重なるため、三十日の月曜日も休日となりますので、お知らせします。

議員発議 国鉄新津工場の機能拡大強化など 三件に意見書

このほかの議案では、新津市、亀田町、小須戸町、横越村が設立者となる新津地域土地開発公社（三月十五日号にくわしく載っています）の設立について――など二十の議案が審議され、認められました。

また、議員発議案では①朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化促進 ②石油ならびに一般生活物資需給に関する要望 ③国鉄新津工場の機能拡大強化に関する要望――など、三件の発議案を認めて市議会名の「意見書」として政府関係機関あて提出しました。

市道舗装など 四件を採択

◇消火栓設置について（金沢町三・柄目木各区長）

金沢町――柄目木線と東金沢線の交差する地内に消火栓の設置を請願するもの…総務文教委員会で審議

◇市道舗装について（西島・東島各区長）

市道、西島――梅の木線の妙蓮寺裏を起点に、西島橋までの区間と、西島神明宮へ向う路線の舗装を請願するもの…建設委員会で審議

◇わが国と朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化の促進について（日朝協会新津支部長）

わが国との間に主権と領土の尊重、平和共存などを原則として、国交を正常化するよう政府に対して働きかけを行なってもらいたい――と請願するもの…総務文教委員会で審議

◇市道―塩谷線高谷線道路舗装について（塩谷区長）

塩谷地内の市道舗装を請願するもの…建設委員会で審議

以上四件の請願（陳情）が採択されました。

萩島―満願寺線など 市道を廃止

県道、農道へ三十路線

萩島地内から満願寺地内までの三千四百五十メートルの市道が県道に、また、市道から農道へ、全部で三十路線（延べ二万三千七百二十メートル）の市道廃止が認められました。

請願（陳情）

事業・設備資金に 市と県の 資金融資制度を

市と県では、事業を営んでいる企業者のみなさんに次の資金融資制度をもうけています。大いにご利用ください。

なお、この4月からは、それぞれの融資条件などが一部変わりました。

――市の融資制度――

産業育成資金

▷貸付限度額…100万円以内 ▷貸付期間…12か月以内（分割償還） ▷利率…年7.0%（4月から）

小規模事業振興資金

▷貸付限度額…50万円以内 ▷貸付期間…36か月以内（4月から） ▷利率…年7.5%（4月から）

中小企業近代化資金

▷貸付限度額…300万円以内 ▷貸付期間…7年以内 ▷利率…年7.8%（4月から） ▷使途…設備資金

●これらの3資金とも、申し込みは毎月5日までで、市内の金融機関（第四、北越、新潟相互、大光相互銀行、加茂信用金庫、県信用組合の各新津支店）が取り扱っています。

融資をご希望のかたは、市役所商工観光課か商工会議所または各金融機関へご相談ください。

――県の融資制度――

設備近代化資金

▷貸付限度額…設備の設置に要する金額の45%～50%以内で、500万円以内 ▷貸付期間…原則として5年（ただし、公害防止設備は原則として12年） ▷利率…無利子 ▷担保…貸付対象設備について譲渡担保を設定し、3名以上の連帯保証人が必要です。

中小企業近代化資金

▷貸付限度額…所要資金の3分の2以内で ①共同施設共同店舗は1,000万円以内 ②店舗改装は150万円以内 ▷利率…年4.8% ▷償還期間…①共同施設、共同店舗は融資を受けた年度の翌年から6年以内の均等年賦償還 ②店舗改装は融資を受けた年度の翌年から4年の均等年賦償還

事業転換設備資金

▷貸付限度額…1企業当たり所要資金の3分の2以内で、500万円以内 ▷利率…年4.8% ▷償還期間…貸し付けは、7年以内として2年据え置きの5年均等年賦償還

●以上の資金融資について、貸付対象者などのくわしくは、市役所商工観光課または商工会議所にご相談ください。

輸出に関連する中小企業者に 緊急融資の制度

中小企業庁では、国際通貨情勢の変化などに伴って大きな影響を受ける中小企業者に緊急融資制度を実施することにしています。

これは、輸出に関連する中小企業の経営の安定をはかるため、とくに運転資金を融資しようというもので、融資を受けられる業種を百十四業種と指定しています。当市にはこのうち▼金属工作機械製造業 ▼鍛工品または鋳鋼の製造業 ▼銑鉄、鋳物製造業 ▼金属プレス加工業 ▼金属熱処理業 ▼クリスマス電球またはペーパーランプセット製造業 ▼電気音響機械器具製造業 ▼輸出向け外衣、中衣または下着の製造業 ▼なめしかわ製造業 ▼段ボール箱、紙器または紙管製品の製造業――など十の業種があり、この適用を受けられるものと思われます。

なお、この融資制度には次のような融資条件が決められています。

●融資対象

(ア)最近決算時以前の一年間において、指定業種製品の売上高は総売上高の五〇%以上の企業

(イ)指定業種の親企業に対する依存率（最近決算時以前の一年間数値による）が五〇%以上の下請け企業

(ウ)輸出比率が二〇%以上の企業

●融資限度…一般貸付とは別枠で貸し付けられます。

▽中小企業金融公庫（別枠）二千万円まで ▽国民金融公庫（別枠）五百万円まで

●償還期間…原則として四年以内（据え置き期間二年以内）

このほかくわしく知りたいかたは、市役所商工観光課あてお問い合わせください。

新津市を代表する 樹種を ご推せん ください

新潟県の木として現在「ユキツバキ」が選定されていますが、さらに地域性ある樹木を集中的にふやすため、県では「市町村推奨の木」を選定するための運動を行なっています。

そこで市では、当市を代表する特色を秘めた樹種を、広く市民のみなさんから推せんいただくことになりました。

「この木は、当市のイメージにピッタリ」―という樹種がありましたら、ぜひお聞かせください。なお、この樹種の推せんは、4月25日まで 市役所 農林課あてお願いします。

＜労働保険＞ 年度更新の手続きはお早めに…

新津労働基準監督署では、「労働保険の年度更新手続はお早めに…」と事業主のみなさんの協力を願っています。

この労働保険は、四月一日から翌年三月三十一日までの一年間を保険年度としており年度の変わりめには、切り替えの手続きをしなければならないとされています。

該当する事業場は、できるだけ四月三十日までに申告と納付を済ませましょう。

イルケン 建設業者登録店 法定防火工事登録店・一級職業訓練指導員
鈴木表具店
新津市本町3丁目こせん橋下（神社側）
TEL（02502）2―1986
開店二十五周年記念に付き四十八年度中粗品進呈致して居ります。 店主

お金を貸します
＊ご希望の方は(3)0358へどうぞ
＊公務員の方は保証人不用（秘密厳守）
＊新町1(文)自転車店の横の通りをはいった所
㈱大蔵 ☆新津営業所 新町1丁目12―25 TEL(3)0358

レディス
Mi Mi TEL 2―6857
いちだ TEL 2―0648